

公益社団法人静岡県看護協会准看護師進学修学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、看護師資格の取得を目指す准看護師を支援するため、看護師養成施設（以下「養成施設」という。）の在學生に修学金を貸与し県民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 修学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 公益社団法人静岡県看護協会の会員であること。
- (2) 准看護師として、入学直前まで県内の病院等医療機関又は社会福祉施設等に勤務していたこと。
- (3) 県内の養成施設又は県外の通信制養成施設に在学していること。
- (4) 卒業後は、県内の病院等医療機関又は社会福祉施設等に勤務すること。

(貸与額)

第3条 修学金の貸与額は年額 240,000 円（無利息）とし、予算の範囲内で貸与するものとする。

2 修学金の貸与は、2か年分を上限とする。

(貸与の申請)

第4条 修学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を公益社団法人静岡県看護協会会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 修学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 在学する養成施設の長の推薦書（様式第2号）
- (3) 身上調書（様式第3号）

2 前項に掲げる書類は、養成施設を経由して提出するものとする。

(貸与の決定等)

第5条 前条に規定する申請書類の提出があったときは、会長はその内容等を審査して貸与の可否を決定し、文書により申請者に通知するものとする。

(連帯保証人等)

第6条 修学金の貸与決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、誓約書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

2 誓約書には、連帯保証人2名を付さなければならない。

ただし、特別な事情があると会長が認めた場合1名とすることができる。

3 連帯保証人は、職業を有し、かつ、独立した生計を営んでいる者とする。

連帯保証人の内、1名は住居地が異なる者とする。

(修学金の交付等)

第7条 修学金は、1年度分を一括して申請者に交付する。

2 修学金の交付を受けた修学生は、速やかに修学金借用証書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(早期償還事由)

第8条 修学生は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、速やかに貸与を受けた修学金を一括償還しなければならない。

- (1) 退学したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 卒業後に県内の病院等医療機関又は社会福祉施設等に勤務しなかったとき。

(届出)

第9条 修学生は、次の各号に該当した場合は、10日以内に会長に届け出なければならない。ただし、修学生本人が疾病等のため届け出ることができない場合は、連帯保証人の一人が届け出なければならない。

(1) 第8条各号のいずれかに該当するとき

(2) 休学したとき又は停学処分を受けたとき。

(3) 修学生又は連帯保証人の職業、住所その他重要な事項に異動があったとき。

(修学金の償還)

第10条 修学者は、養成施設を卒業したときは、卒業証書写し及び修学貸与金返還計画書(様式第6号)を会長に届け出なければならない。

2 償還の方法は、原則一括償還とし、養成施設卒業後1年以内に行うものとする。

3 修学生が月賦、半年賦又は年賦による均等償還(最終償還日は養成施設卒業後3年以内とする)を希望する場合は、修学貸与金返還計画書により会長に申し出て許可を受けるものとする。ただし、当該返還計画に対して2回の返還の遅れ、又は滞納額が2回分に達した場合は、期限の利益を喪失し、一括償還するものとする。

附 則

この規程は、平成14年12月1日から施行し、平成15年度分修学資金の貸与から適用する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年3月19日理事会議決)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成27年12月15日理事会議決)

附 則

この規程は、令和2年10月20日から適用する。(令和2年10月20日理事会議決)